

# 柚木小中学校支援会議 会則

## (名 称)

第1条 本会は「柚木小中学校支援会議」と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、学校と地域が相互理解と信頼関係に基づいて、保護者・地域住民・教職員の代表者が集まり、学校教育目標や教育方針の提案を受け、学校教育への支援・サポートや学校の教育活動について意見交換を行う場として設置する。

## (事 業)

第3条 次の事項について意見交換を行う。

- (1) 学校における児童の生活の現状と課題について
- (2) 家庭、地域での児童の生活の様子について
- (3) 保護者、地域が学校に期待する事柄について
- (4) 学校、家庭、地域で連携を図り取り組むことができることについて
- (5) その他

## (組 織)

### 第4条

第1項 「柚木小中学校支援会議」の組織は、学校・保護者・地域の代表者をもって組織する。

- (1) 学 校・・・小中学校校長、教頭、教務主任、地域教育担当
- (2) 保護者・・・小学校PTA会長、中学校育友会会長
- (3) 地 域・・・自治協議会会長、民児協会長、学校評議員  
主任児童委員、各関係機関代表 等

第2項 会長（1名）、副会長（2名）、事務局をおく

第3項 会長、副会長は会員の中から選出する。（学校の会員は除く）

第4項 事務局は柚木小学校、柚木中学校に置く。

第5項 任期は当該年度の1年とするが、再任を妨げない。

## (会 議)

第5条 「柚木小中学校学校支援会議」の会議は原則として年2回（6月、12月）開催する。しかし、緊急に開催する必要がある場合はこの限りではない。

(附 則) この会則は、令和3年7月13日から施行する。